時事新報は日本國中唯一の每日刊行新聞紙なり

時事新報

第二千三十九號
明治廿一年九月六日　木曜日
舊戊子八月朔日（庚、辰）
日出午前五時十八分　日入午後六時零分
月出午前四時五十五分　月入午後六時十七分
滿潮午前五時十八分　午後五時三十八分
（西曆一千八百八十八年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚三錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月ニ付六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
廿一行以上	八錢	六錢五毛	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

民育の事（前號の續き）　在倫敦　某

去れバ人民を教育するとが先づ第一で御座り升すけれども茲に一の差支と申し升するは何分今の新聞でも又書物でも其際てある說は誠に容易な議論で有り升ぞけれども其文章と文字は滅法六ヶ敷う御座り升して或る新聞の社說杯と申しては丸で漢文を其儘日本文に直した樣で文選字引を坐右に備へ八大家文と丸飲にした人でなければ讀め升せん東京で大新聞と申し升するものは何樣な人が之を讀むかと尋ね升するに書生學者役人杯ど云ふ侍仲間のみで眞の日本國民には之を讀む人は一人も御座り升す舞ひ之と讀む人が無いでハ無い之を讀むとの出來る人が御座り升せん乍併或人の說に夫れは其當人の無智文盲なるが其人の不仕合にて外に仕方のない譯を到底其當人に文字を敎ゆる外の手段は無いと申し升すけれども私共の考では決して左樣でハ御座り升せん成程其當人の文字を知らないのは誠に宜しくない事で國中の人が皆學者で能く文字が讀め升したらば之に上越す幸はあり升せんけれども人間の爲すべき事業は實以て澤山の事で一生涯の中に爲し盡す事の出來ない程で有り升そうら文字を覺ゆる計りに安閑と數年の時日を費やして居る退が有り升せん世が進むより開化次第に進れて段々と世間の仕事も殖えるもので自分の口過をする計りでも中々昔の樣な容易な事では有り升せん自身の口過が出來れば又一家內の始末も爲さねばならず一家內の始末が出來れば村や町內の相談もしなければならず又時としては全國の仕事にも口を出し世界萬國の事情をも知らなければなり升せん斯く世間擧世の中に居て役にも立たない文字に骨を折る[illegible]出來ないとで日本全國の人をして悉く皆文字を讀ませんと爲すとは出來ないとだと覺悟をしなければなり升せん然れバ到底百姓町人の目と開て國の仕事に口を出さしむとの出來る樣に爲すとは出來ないくと申す[illegible]用ひ[illegible]文章に味が無いから此を補ず矢張り六ヶ敷き文字と使はなければならんと申し升すけれ共之れ決しからん間違た議論で六ヶ敷い文字を用ひなければ思ひの丈けを書くとが出來ないと致し升すれば平生の話は如何致し升するう或る新聞の社說の樣な六ヶ敷い漢語を用ひなければ通常の話は出來升せんか通常の話に共樣な六ヶ敷言葉を使ひ升したらば却て其話が何の事ぶか分り升すまい何う考て見升しても相對の話には易い言葉にて充分、物を書く時は六ヶ敷き言葉を用ひなければ成らないとの理屈は有り升せん又六ヶ敷い文字でなければ文章に味が無いと申し升すけれども文章の味杯と申す事は民育には丸で不用の事で此樣な事に氣を使ひ升しては大事な仕事が留守に成り升するから何でも日々話をする通りに文章を作り升すれば夫れで澤山で御座り升す其上文章の味と申し升するものは決して文字の難易には依らないもので假名で書き升した文章までも味のあるものは隨分澤山有り升する又近く側へ升すれば彼の話家の圓朝の話を其儘筆記した物を讀み升するに其句調と云ひ文句と云ひ實に能く出來て居り升して背書生の漢語交りの文章より餘程旨味が澤山で御座り升す左すれば入込だ六ヶ敷き政治の議論杯を書き升するにも故ら六ヶ敷き文字を用ひたり捻繰た文章を作くるにも及び升す舞ひ私が嘗た此樣な文章で澤山ぶと思ひ升を譬へば平らたく私共と書て夫れで澤山の所を無理に我輩、我儕、吾曹抔と六ヶ敷く書き升した所が詰り私共と申す意味で別段變つた意味も無い事ですから矢張り平々凡々な私共と申し升した方が宜敷う御座り升す現に世の中の人が今日我國の文字文章を不都合だと思ふて居り升する證據には世間に假名の會とか羅馬字會とか申す會が御座り升して何分今日の樣では困るに依て何でも其文字と文章を平易にしなければならぬとて學者先生達の工風が色々御座り升すけれどもこれとても未だ先の永い事で中々急に行はれる模樣も御座り升せんから夫れは其儘にして置き升して目下の所は今日在來の文字を平らたく用ひ升して成丈け平生の言葉と同じ樣に文章を作くるとが肝要で御座り升す斯く申し升しさらば其樣な事は百も承知千も合點飽き度もない譯度もないと云ふ人が御座り升うが固より此一篇の說は左樣な學者先生達に說せる爲めに書たものではなく御座り升せん所謂民と共に事を爲すとの事が私共の目的で御座り升すから詩も作くれなければ漢文も讀めない人が讀でさへ與るれば夫れで私共の滿足で御座り升す

（完）

官報

○內務省告示第十一號

本國陸投信號左ノ通相定ム但萬國陸投信號ハ萬國船舶[illegible]

明治廿一年九月五日　內務大臣伯爵山縣有朋

○大藏省告示第百十三號

東京金庫及大坂金庫出張所ノ金庫ハ本月十一日ヨリ午前九時開庫午後一時閉鎖ス但土曜日ハ午前十一時限リ閉鎖ス

明治廿一年九月五日　大藏大臣伯爵松方正義

○東京府令第四十七號

深川區洲崎辨天町ヲ分畫シ洲崎辨天町一丁目二丁目ト稱ス

明治廿一年九月五日　東京府知事男爵高崎五六

○葉煙草藏置場の儀稟申　去月三十一日附神奈川縣知事より大藏大臣へ本縣下煙草の產地なる大住郡曾屋村地方の製造人仲買人にして許多の葉煙草を賣買する者あり然るに右等の營業者は居住營業場の狹隘なるがため更に荷物の積卸等に便宜ある箇所に其藏置場を設け營業場の附屬と致度旨願出でたる者あり右は煙草稅則の成文に據り之を見れば各別に營業鑑札を受けしむべしと雖も該藏置場に於ては煙草の賣買取引等を爲すに非ず單に之を藏置するに止まるものなれば一の營業場と見做し鑑札を受けしむるは穩ならず之をして鑑札を受けしむべきものとせば營業者は其箇所每に帳簿を作り代理人を常住せしめざるべからず其費用と手數とを要する蓋し鮮少にあらざるべし殊に葉煙草のみの藏置に止まるものなれば敢て不取締の儀も之なしと思考候間該藏置場に對しては別に鑑札を下付せず屆書を徵するに止め度旨稟申ありたるに去る一日同大臣より伺の趣特別を以て之を聽届くと指令ありたり（大藏省）

○仁川港虎列剌　同港に於て類似虎列剌に罹り死亡せし者一名ありたる旨去る三日午後二時四十分發にて在仁川港本邦領事館より電報あり（外務省）

雜報

○株式取引の月報　東京株式取引所に於て定期賣買の商況と記さんに諸公債證書の賣買は本月中更らに取引なし其取引ありたる株式は十三種にして何れも稍々氣緩みの姿を現はし中に就き日本鐵道會社第二募集株は初旬の頃には小堅りしも其後は兎角引立ちかねて漸次下向き同じく第三の株も互に伯仲せしもの〻如し日本郵船會社株は五月頃まで日々上直に運び七十九圓三十錢（八月限りに就て云ふ以下之に倣ふ）迄買進めしが翌日よりは景氣頓に變じて頭重く常に小往來しつ〻只持合ふばかりの風情ありき兩毛鐵道會社株式は前月此かた好き氣配にて退ひく〱と上進し中旬に向ふては八十三圓五十錢と云ふ直を出し月末に至て稍や緩みたり同じく其新株は何時も强筋の買進みにて三十二圓の高直を聞きしは何樣高ければ賣物諸て現はれ二十日後は月と共に末模樣となり一寸三圓ばかり低落せり水戶鐵道會社株は一二日頃は六十六圓ほどなりしが爾後兎角に勢ひ弱く甲武鐵道會社株は賣買の高少なかりしに連れ相場にも左したる高低ある可らず東京株式取引所株は强弱變方白眼み合ひ一時は五に維持し何れ勝つとも見えざりしが二十日頃に及び一寸買人の現はれて稍々下落し二十八日には賣物も亦出でしかば小縮の姿なりし月始めに氣勢劣る可らざりし山陽鐵道會社株も其後腰を折り小往來の體にとろ思はれぬ東京馬車鐵道會社及び東京瓦斯會社、橫濱正金銀行新株、東京海上保險會社の四株は何れも湖商ひにして價格にも是れと云ふべき上下はなかりき總じて八月取引の總高は八萬二千六百七十三株なり之れを前月に比して減ずること四千七百四十八株とす其各種の最高と最低との直段に一つ〱の出來高を示すこと左表の如し

株名	最高直段	最低直段
日本鐵道第二募集株	六二六〇	六〇〇〇
[illegible]	三七五〇	三四七〇
[illegible]	七九三〇	七七〇〇
[illegible]	八三五〇	七八二〇
[illegible]（九月限）	三二〇〇	二六三〇
[illegible]	六六八〇	五三〇〇
[illegible]	五七九〇	五四五〇
[illegible]	二六〇〇	五五〇
[illegible]	三〇九〇〇	九八〇〇
[illegible]	一三二〇〇	二七〇〇
[illegible]	二四五〇〇	三六〇〇
[illegible]	一四一〇〇	三九〇〇
[illegible]計（十月限）	一〇〇〇〇	九七〇〇

出來高
一　三　一一
六、一、三、三、五、九、一、
三九七七五四三七二二三
六六一二五四二〇四二〇
三四四〇〇五六〇七三三四三〇株
八二、六七三株

○山口通信　八月[…]
輸出米檢査規則[…]
防長兩州產の米質[…]
して來る九月一日[…]
輸出米檢[…]
第一條　此規則中[…]
他府縣へ輸出す[…]
第二條　輸出米の[…]
場所に檢査所と[…]
第三條　檢査所の[…]
換增減の節も亦[…]
第四條　米穀を輸[…]
輸出者の住所氏[…]
第五條　他府縣米[…]
屆出で該所の證[…]
第六條　輸出米檢[…]
るものは最寄檢[…]
受くべし但し本[…]
拒むとを得ず[…]
第七條　輸出米檢[…]
合聯合會議に於[…]
第八條　輸出米の[…]
手數料を差出す[…]
第九條　此規則第[…]
以上三日以下の[…]
五錢以下の科料[…]
演習　第五師團（[…]
美禰郡長登村に於[…]
すよし
氣候　當地にては[…]
度以內を昇降し居[…]
○仙臺通信　九月[…]
鐵道　仙臺以北の[…]
哩程の間ハ機關車[…]
場設置の地）の先[…]
を開鑿し了りたれ[…]
るべし又仙臺岩沼[…]
に落成せしを以て[…]
隧道飲料水　の工[…]
び十文字宮城郡長[…]
民中多少の苦情も[…]
に決定し近々工事[…]
獸醫開業試驗　去[…]
第六回仙臺獸醫開[…]
者ありしと云ふ
雜誌發行の議　當[…]
題する雜誌を每月[…]
に其第一號を發行[…]
の主筆たりし櫻田[…]
一の機關新聞を發[…]
なりと云ふ
俱樂部設立の計畫[…]
設せんとて過日後[…]
談會を開きたりと[…]
○德島通信　八月[…]
昨今の天氣　今朝[…]
風雨强く荒れ模樣[…]
無りしに午後九時[…]
午後十時頃に至り[…]
雨に比して幾分か[…]
國には大に穩かよ[…]
と少時にして風位[…]